

平成 29 年度 南大隅町議会定例会 6 月会議 会議録（第 3 号）

招集年月日 平成 29 年 4 月 27 日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成 29 年 4 月 27 日 午前 10 時 00 分

開 議 平成 29 年 6 月 23 日 午前 10 時 00 分

応 召 議 員

1 番 浪 瀬 敦 郎 君	6 番 水 谷 俊 一 君	10 番 大 久 保 孝 司 君
2 番 松 元 勇 治 君	7 番 日 高 孝 壽 君	11 番 木 佐 貫 徳 和 君
3 番 津 崎 淳 子 君	8 番 大 坪 満 寿 子 君	12 番 川 原 拓 郎 君
5 番 後 藤 道 子 君	9 番 持 留 秋 男 君	13 番 大 村 明 雄 君

不応召議員 な し
 出席議員 全 員
 欠席議員 な し

会議録署名議員：（8 番）大坪 満寿子 君 （9 番）持留 秋男 君

職務の為の出席者：（議会事務局長）濱川 和弘 君 （書記）立神 久仁子 君

地方自治法第 121 条の規定による出席者

町 長	森 田 俊 彦 君	介護福祉課長	山 本 圭 一 君
副 町 長	白 川 順 二 君	経 済 課 長	川 元 俊 朗 君
教 育 長	山 崎 洋 一 君	教育振興課長	馬 見 塚 大 助 君
総 務 課 長	相 羽 康 徳 君	税 務 課 長	下 園 敬 二 君
支 所 長	山 野 良 慈 君	建 設 課 長	上 之 園 健 三 君
会 計 管 理 者	畦 地 耕 一 郎 君	町民保健課長	田 中 輝 政 君
企 画 課 長	尾 辻 正 美 君	総務課課長補佐	熊 之 細 等 君
観 光 課 長	打 越 昌 子 君	総務課財政係長	石 畑 光 紀 君

議 事 日 程： 別紙のとおり

会議に付した事件： 議事日程のとおり

議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会： 平成 29 年 6 月 23 日 午前 10 時 56 分

議 事 日 程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 陳情第 1 号 | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元、複式学級解消をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書採択の要請について |
| 日程第 2 | 議案第 9 号 | 平成 29 年度南大隅町一般会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 3 | 議案第 10 号 | 平成 29 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 4 | 議案第 11 号 | 平成 29 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 5 | 議案第 12 号 | 平成 29 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 6 | 議案第 13 号 | 小・中学校コンピュータ機器等購入契約の締結について議決を求める件 |
| 日程第 7 | 議案第 14 号 | 「請負契約（平成 28 年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事 6 工区）の締結について」の議決の一部変更について |
| 日程第 8 | 同意第 3 号 | 教育長の任命について同意を求める件 |
| 日程第 9 | 同意第 4 号 | 教育委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 日程第 10 | 同意第 5 号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 日程第 11 | 同意第 6 号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 日程第 12 | 同意第 7 号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 日程第 13 | 同意第 8 号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 日程第 14 | 同意第 9 号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 日程第 15 | 同意第 10 号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 日程第 16 | 同意第 11 号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 日程第 17 | 同意第 12 号 | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |

- 日程第 18 同意第 13 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第 19 同意第 14 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第 20 同意第 15 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第 21 同意第 16 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第 22 選挙管理委員会委員及び同補充員選挙について
- 日程第 23 発委第 1 号 南大隅町議会基本条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 24 発委第 2 号 南大隅町議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 25 発委第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元、複式学級解消をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書について
- 日程第 26 議員派遣について

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について

議長（大村明雄君）

日程第1 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

教育産業常任委員長の報告を求めます。

〔 教育産業常任委員長 松元 勇治 君 登壇 〕

教育産業常任委員長（松元勇治君）

ただいま議題となりました、陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、鹿児島県教職員組合 大隅支部南大隅地区協議会議長 的場保博氏から提出され、6月7日本会議において、教育産業常任委員会に付託されたもので、去る6月9日、審査を行いましたので、この経過と結果について報告します。

子どもたちの豊かな学びを実現するため、教材研究や授業準備の時間を十分確保することが不可欠であり、明日の日本を担う子どもたちを育む教育現場において、教職員が人間らしい働き方ができるよう長時間労働是正のための教職員定数改善が重要課題となっています。

また、複式学級の解消や、地方の財政圧迫を解消する義務教育費の国庫負担割合3分の1から2分の1への復元で、子どもがどこにいても機会均等に一定の水準の教育が受けられるようにする観点から、2018年度政府予算に反映されるよう意見書の提出を求める陳情については充分理解できるため、本陳情は採択とし、政府関係機関へ意見書を提出すべきものであると、全委員の意見の一致をみたものであります。

よって、陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、採択と決定しました。

以上で、教育産業常任委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

議長（大村明雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決します。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。
委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請については、採択と決定しました。

▼ 日程第2 議案第9号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）について

議長（大村明雄君）

日程第2 議案第9号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。
提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第9号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第9号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第3 議案第10号 平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（大村明雄君）

日程第3 議案第10号 平成29年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第１０号 平成２９年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第１０号 平成２９年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

▼日程第４ 議案第１１号 平成２９年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第１号）
について

議長（大村明雄君）

日程第４ 議案第１１号 平成２９年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第１号）
についてを議題とします。
提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第 11 号 平成 29 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 11 号 平成 29 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 1
号）については、原案のとおり可決されました。

**▼ 日程第 5 議案第 12 号 平成 29 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）
特別会計補正予算（第 1 号）について**

議長（大村明雄君）

日程第 5 議案第 12 号 平成 29 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特
別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。
提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第12号 平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第12号 平成29年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第6 議案第13号 小・中学校コンピュータ機器等購入契約の締結について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第6 議案第13号 小・中学校コンピュータ機器等購入契約の締結について議決を求める件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第13号は、小・中学校コンピュータ機器等購入契約の締結について議決を求める件であります。

本案は、小・中学校コンピュータ機器等購入契約につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1、契約の目的は、小・中学校コンピュータ機器等購入
- 2、契約の方法は、指名競争入札
- 3、契約金額は、1千7百71万2千円

- 4、契約の相手方は、鹿児島市中町3番11号
株式会社 エム・エム・シー 代表取締役 桜井浩二でございます。
よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第13号 小・中学校コンピュータ機器等購入契約の締結について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第13号 小・中学校コンピュータ機器等購入契約の締結について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第7 議案第14号 「請負契約（平成28年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事（6工区）の締結について」の議決の一部変更について

議長（大村明雄君）

日程第7 議案第14号 「請負契約（平成28年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事（6工区）の締結について」の議決の一部変更についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第14号は、「請負契約（平成28年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事6工区）の締結について」の議決の一部変更についてであります。

本案は、同請負変更契約の締結につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

平成28年度南大隅町議会定例会11月会議において議決された議案第28号の契約の締結に係る議決内容のうち、契約金額が6千9百44万4千円を7千3百75万円に変更するものでございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番（川原拓郎君）

今回の追加で28年度の工事につきましては完成だろうというふうに思いますが、全体工事の中で、まだ工事はどのような工事が残っているのかというのと、それと、全体の工事の完成をいつ頃を目途を立てておられるのか。

また、完成後の通水はいつ頃になるのか、分かれば教えて頂きたいと思います。

町長（森田俊彦君）

建設課長に答弁させます。

建設課長（上之園健三君）

ご質問の件でございますが、今回お願いしました工事が7月で完了いたしました。以後につきましては、平成29年度、本年度の事業といたしましては、現在作りしましたところの浄水施設と申しますか、ちょっと専門分かりません。浄水施設と電源施設等を敷設、中の整備をいたしました後に、その後にですね、本年度は木屋川内から伊座敷配水池までの管の敷設替えはございます。これが完了しますと、通水可能になるわけですが、国庫補助金等の削減によりまして、当初30年で計画しておりました事業が、30年度になるようでございますので、可能な限り30年度で終了できますように努めてまいるところでございますが、通水につきましては、29年度、本年度の管敷設替えが終われば試験通水という形では可能だというふうに判断しております。

本通水につきましては、30年の完了後という事でございます。

議長（大村明雄君）

他に質疑ありませんか。

ありませんか。

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第14号「請負契約（平成28年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事6工区）の締結について」の議決の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号「請負契約（平成28年度佐多中央地区簡易水道統合事業工事6工区）の締結について」の議決の一部変更については、原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

10:15
～
10:16

（ 教育長 山崎洋一君 退場 ）

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

▼ 日程第8 同意第3号 教育長の任命について同意を求める件

議長（大村明雄君）

日程第8 同意第3号 教育長の任命について同意を求める件を議題とします。
本件について、提出者の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

同意第3号は、教育長の任命について同意を求める件についてであります。

本町の教育長に、南大隅町根占川北43番地3 「山崎洋一」氏を任命したいので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なにとぞご審議の上、同意くださるようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、同意第3号 教育長の任命について同意を求める件を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起 立 多 数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。
したがって、同意第3号 教育長の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。
暫時休憩します。

10 : 17

～

10 : 17

（ 教育長 山崎洋一君 入場 ）

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き、会議を開きます。

▼ 日程第9 同意第4号 教育委員会委員の任命について同意を求める件

議長（大村明雄君）

日程第9 同意第4号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。
本件について、提出者の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

同意第４号は、教育委員会委員の任命について同意を求める件についてであります。

本町の教育委員に、南大隅町佐多伊座敷 2430 番地 3 「畠中泉」氏を任命したいので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なにとぞ、ご審議の上、同意くださるようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、同意第４号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起 立 多 数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、同意第４号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

- ▼日程第１０ 同意第 ５号 農業委員会委員の任命について同意を求める件
- ▼日程第１１ 同意第 ６号 農業委員会委員の任命について同意を求める件
- ▼日程第１２ 同意第 ７号 農業委員会委員の任命について同意を求める件
- ▼日程第１３ 同意第 ８号 農業委員会委員の任命について同意を求める件

- ▼日程第 14 同意第 9 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件
- ▼日程第 15 同意第 10 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件
- ▼日程第 16 同意第 11 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件
- ▼日程第 17 同意第 12 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件
- ▼日程第 18 同意第 13 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件
- ▼日程第 19 同意第 14 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件
- ▼日程第 20 同意第 15 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件
- ▼日程第 21 同意第 16 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件

議長（大村明雄君）

日程第 10 同意第 5 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件から、日程第 21 同意第 16 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件まで、以上 12 件を一括議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

ただ今、一括提案となりました、同意第 5 号から同意第 16 号までの 12 件について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、農業委員会委員の任命について、同意を求める件であります。

同意第 5 号は、南大隅町佐多伊座敷 5829 番地 357 横原洋伸氏を、

同意第 6 号は、南大隅町根占横別府 995 番地 1 田淵哲朗氏を、

同意第 7 号は、南大隅町根占川南 5459 番地 富田良成氏を、

同意第 8 号は、南大隅町根占川北 1906 番地 溝田耕一氏を、

同意第 9 号は、南大隅町根占川北 5406 番地 橋口初男氏を、

同意第 10 号は、南大隅町根占横別府 5441 番地 淵脇幸治氏を、

同意第 11 号は、南大隅町佐多郡 1752 番地、松山和子氏を、

同意第 12 号は、南大隅町根占山本 4654 番地 1 後藤望氏を、

同意第 13 号は、南大隅町根占川南 1131 番地 徳留徳次氏を、

同意第 14 号は、南大隅町佐多馬龍 1928 番地 東山崎勝一氏を、

同意第 15 号は、南大隅町佐多伊座敷 4132 番地 吉永一雪氏を、

同意第 16 号は、南大隅町根占川南 4850 番地 1 北之口洋一氏を、

それぞれ任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

任命の期間は、平成 29 年 7 月 20 日から 3 年間となります。

よろしく、ご審議の上、同意くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

同意第 5 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件に質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、同意第5号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起 立 多 数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。
したがって、同意第5号 農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。
これから質疑を行います。
同意第6号 農業委員会委員の任命について同意を求める件に質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、同意第6号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起 立 多 数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、同意第6号 農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

これから質疑を行います。

同意第7号 農業委員会委員の任命について同意を求める件に質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、同意第7号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起 立 多 数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、同意第7号 農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

これから質疑を行います。

同意第8号 農業委員会委員の任命について同意を求める件に質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、同意第 8 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起 立 多 数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、同意第 8 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

これから質疑を行います。

同意第 9 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件に質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、同意第 9 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起 立 多 数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、同意第 9 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

これから、質疑を行います。

同意第 10 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件に質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、同意第10号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起 立 多 数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。
したがって、同意第10号 農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。
これから質疑を行います。
同意第11号 農業委員会委員の任命について同意を求める件に質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、同意第11号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起 立 多 数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、同意第１１号 農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

これから質疑を行います。

同意第１２号 農業委員会委員の任命について同意を求める件に質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、同意第１２号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起 立 多 数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、同意第１２号 農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

これから質疑を行います。

同意第１３号 農業委員会委員の任命について同意を求める件に質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、同意第13号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起 立 多 数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、同意第13号 農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

これから質疑を行います。

同意第14号 農業委員会委員の任命について同意を求める件に質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、同意第14号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起 立 多 数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、同意第14号 農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

これから質疑を行います。

同意第15号 農業委員会委員の任命について同意を求める件に質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、同意第15号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起 立 多 数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、同意第15号 農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

これから質疑を行います。

同意第16号 農業委員会委員の任命について同意を求める件に質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、同意第16号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

起 立 多 数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、同意第16号 農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

▼ 日程第22 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

議長（大村明雄君）

日程第22 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員については、篠原敏行君、徳永あゆみさん、天目石幸一君、中村八重子さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、篠原敏行君、徳永あゆみさん、天目石幸一君、中村八重子さん、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

選挙管理委員会補充員については、園田瑞穂君、鹿間邦夫君、吉永一雪君、伊比礼純一君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、園田瑞穂君、鹿間邦夫君、吉永一雪君、伊比礼純一君、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

▼ 日程第 2 3 発委第 1 号 南大隅町議会基本条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 2 3 発委第 1 号 南大隅町議会基本条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長（持留秋男君）

ただいま議題となりました発委第1号「南大隅町議会基本条例の一部を改正する条例」制定の件について、趣旨説明をいたします。

南大隅町議会基本条例は「議会及び議員の活動原則」や「議会としてあるべき姿を定める」ものとして平成24年に制定され、平成25年4月1日から施行された条例です。

この条例の第20条に「見直し手続き」が規定されており、第1項で「議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを、全員協議会において検討するものとする。」と定めています。

この規定に基づき、5月19日に全員協議会を開催し、目的達成に関する検討を行いました。結果は、概ね目的に沿って活動していると認めるものでしたが、その任期中の活動を責任を持って検証すべきであるとの意見もあり、検討時期について、「議員の任期満了月までに」行うことに変更しようとするものであります。

なお、併せまして、第13条第2項の規定します「議員報酬の改正」にあたって、「南大隅町特別報酬等審議会」の意見を尊重するものとする規定がありますが、この審議会の名称を「南大隅町特別職職員報酬等審議会」という正式名称に字句の変更を行なおうとするものであります。

提案の趣旨をご理解いただき、議決くださるよう、地方自治法第109条第6項及び会議規則第10条第3項の規定により提出するものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、発委第1号 南大隅町議会基本条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発意第1号 南大隅町議会基本条例の一部を改正する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

▼ 日程第24 発委第2号 南大隅町議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第24 発委第2号 南大隅町議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

〔 議会運営委員長 持留 秋男 君 登壇 〕

議会運営委員長（持留秋男君）

ただいま議題となりました、発委第2号南大隅町議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例制定の件について、趣旨説明をいたします。

南大隅町議会の議決すべき事項を定める条例では、1号から6号まで、6項目を議決すべき事項として定めております。

このうち、第2号及び第3号につきましては、それぞれの法に条例で定めると規定されているものであり、また、第4号、第5号については、地方自治法第207条に基づき制定された「南大隅町証人等の実費弁償に関する条例」に規定されている事項であり、本条例本文に言うところの、「地方自治法第96条第2項の規定」には当たらない事項であります。

よって2号から5号までの4号を削るものであります。

また、第6号については、本文に言うところの「地方自治法第96条第2項の規定に基づき」を再度規定する重複の箇所となるため、この部分を削ったうえで、第2号に改めようとするものであります。

提案の趣旨をご理解いただき、議決くださるよう、地方自治法第109条第6項及び会議規則第10条第3項の規定により提出するものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

これから、発委第2号 南大隅町議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、発委第2号南大隅町議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第25 発意第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書について

議長（大村明雄君）

日程第25 発委第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書についてを議題とします。
本案について、趣旨説明を求めます。

〔 教育産業常任委員長 松元 勇治 君 登壇 〕

教育産業常任委員長（松元勇治君）

ただいま議題となりました、発委第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書について、趣旨説明をいたします。

先ほどご採択いただきました、陳情第1号に関連する意見書を政府及び関連機関へ提出するためのものがございます。

複式学級や教育の格差解消など、子供がどこにいても機会均等に一定の水準の教育が受けられる施策の展開と、地方の財源圧迫を解消する義務教育費の国庫負担割合の復元について、2018年度の政府予算に反映されることを強く要望するため、政府、関係機関へ意見書を提出するものです。

そこで、本会議にご提案申し上げます。

発委第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書の提出についてご理解いただき、ご賛同のうえ、議決いただきますようお願いしまして、趣旨説明といたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、発委第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書については原案のとおり可決されました。

▼日程第26 議員派遣の件

議長（大村明雄君）

日程第26 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第123条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおりとした

いと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

お諮りします。

ただいま議決されました、議案の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全部の日程を終了しました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

それでは少しお時間いただきまして、本庁舎耐震化の方針につきまして、私の見解と町長としての最終判断について述べさせていただきます。

平成28年4月発生、震度6強の熊本地震による甚大な被災は1年以上経った今も、なお爪跡を残し、被災された住民の多くがまだまだ元の生活に戻れない状況であります。

自治体庁舎については、熊本県内6つの自治体において、建物の倒壊や倒伏等により、庁舎が使用不能となり、防災拠点、危機管理体制の機能が大きく損なわれ、住民の避難誘導や避難住民への支援など、現場に二次的混乱を併発し、地震発生による庁舎損壊が自治体対応の手遅れの原因となったことがクローズアップされました。

そして、その原因が庁舎の機能損失であったことにより、指揮系統乱れと、住民への対応が遅れたことは否めない状況でありました。

現庁舎は、昭和48年建築、築43年経過により、老朽化が顕著に見えてきております。これまでに外壁塗装や空調、フロア等一部改修は行ってまいりましたが、耐震化については未実施であります。

築後の経年変化により、躯体構造部分へのクラックや、鉄筋の錆による爆裂、コンクリートの劣化、雨漏り等が各所に見られている状況であります。

このような状況下、身近に起こった熊本地震での被災状況や、被災自治体の教訓を重く受けとめ、有事の際の危機管理対応の基本は、地震や津波、風水害に耐え得る強固な自治体庁舎が必要であるとの認識から、本庁舎の耐震化が必要と判断いたしました。

耐震化の必要性について、平成28年5月、震災後間もなく3つの検討組織を立上げていただき、それぞれの組織の中で協議、検討が行われました。

まず、一つ目に、庁舎内部の組織として役場内では、町長以下各課長で組織される庁議を「庁舎耐震化検討委員会」として位置づけ、5月1日から毎月会議開催いたしました。議論の結果、耐震化は新庁舎で計画すべきとの結論に達しました。

続いて、議会においては、「庁舎のあり方等調査特別委員会」が設置され、6回の特別委員会が開催されたところであります。結果としては、今後執行部において各地域を回って、町民の意見を聴取する状況の中、議会としては、現段階では結論を出し得ないという意見が大勢となり、昨年12月22日、最終的に議会としては、結論を出し得ないことに決しましたという結論に至っております。

また、一般町民を対象とした各種団体長や学識経験者など外部委員30名で組織された「庁舎整備事業有識者検討委員会」により、内部検討、耐震化事例の現地研修を含め、5回の検討が行われました。検討結果は合併特例債を活用し、新築が妥当であるとの答申がなされ、併せて附帯意見として、以下の3点がつけ加えられました。

1点目に、新庁舎の位置、規模、機能等については今後十分に検討し、事業推進すること。2点目に、町民への事業説明及び意見聴取を十分に行い、且つそれらの意見を十分に反映すること。3点目に、庁舎整備に係る事業費は多額になることから、将来の財政負担に配慮し、基金並びに有利な財源である合併特例債を活用し、対象期限内の事業完了に努めること。以上の3点でございました。

続きまして、10月24日月曜日大会議室において、62自治会の出席により自治会長会を開催しました。この中では、これまでの経緯と耐震化の必要性、補強、新築での耐用年数の違いや今後の取組み方法についてご説明申し上げ、結論としては、一部反対意見もありましたが、新築案で進むべきとの大方のご意見が占めたところであります。

座談会形式で町民への内容説明を行った後、方向性を見極めるべきであるとのご意見をいただきました。

また、12月8日自治会長会理事会を開催し、前回欠席された自治会長に対し同様の説明を行ったところ、町政座談会を開催し、町民への丁寧な説明が必要であると強く要望されたところでございます。

自治会長会のご意見を受け、平成29年1月12日より3月1日にかけて、地区公民館単位で、町内13ヶ所において町政座談会を開催し、本庁舎耐震化について説明を行い、町民からのご意見を多くお聞かせいただきました。

説明内容としては、熊本地震の状況、県内市町村の取組状況、現庁舎の状況、耐震補強と新築での比較検討、耐用年数、全体事業費や地方債と基金の状況、合併特例債の活用策、またそれに伴う財政負担などについてご説明いたしました。全体的な参加者は若干少なかったものの、多くのご質疑やご意見を賜り、概ね内容についてはご理解いただけたと考えております。

座談会でのご意見、ご要望等の方向性としては、現庁舎の耐震補強でのご意見もある中、大方のご意見としては、将来的な本町の推移から判断し、現在の状況を鑑みたとき、有利な地方債である合併特例債を活用し、期限内に新築すべきとのご意見が多数を占めた結果であったと認識しております。

4月に入り、町長、町議選挙終了後、改選後の新しい議会構成により、平成29年5月19日に、これまでの町政座談会等で説明した内容を再度全議員へご説明申し上げ、ご質疑、ご意見を賜ったところです。その後、議員お一人お一人より現段階でのそれぞれの考

え方をお聞きし、結果、現庁舎の耐震補強案でのご意見が3名、合併特例債活用による新築が妥当であるのご意見が9名という議員各位のご意見を賜りました。

これまでの検討経緯の中で、それぞれの立場でいただきましたご意見を総合的に熟慮、勘案し、熊本地震を契機に、鹿児島県内複数自治体で耐震化に向けた改修や新築を進め、議論が進んでおります。

本町といたしましても、築43年経過という現庁舎の経年変化に伴う老朽化が顕著であり、大地震等有事の際の危機管理対応、防災拠点としての機能損失のおそれ大きい為、本庁舎の耐震化対策は必須かつ急務であります。

本庁舎の耐震化について、現状のままという選択もあったでしょうが、大まかには現庁舎の補強案と新庁舎建設案での二者択一で検討してまいりました。

これまで多くのご意見を拝聴した上で、耐震化は必要と判断し、財政運用上、有利な合併特例債の活用が大原則であり、現庁舎の現状、本町の長期的展望、将来への財政負担、県内市町村の取組み状況等を加味し、結果、本庁舎の耐震化は新庁舎建設として判断いたします。

町政座談会等において、新庁舎建設が住民サービスの低下を招くのではないかという趣旨のご意見等も一部賜りましたが、現時点での新庁舎建設合併特例債が活用できる期間に建設することこそが、他市町村に先行した質の高いサービスの提供を可能にし、将来的に南大隅町を住みよい豊かな町にするものだと、町長として判断をいたしましたところ です。

また、これまでの検討経緯の中で、仮に建替えとなった場合の庁舎位置についても、ご要望やご意見をいただきましたが、住民の立場に立ち、総合的な視点から検討を行ったところでもあります。

結果として、現庁舎の位置が町の中心市街地にあり、町民グラウンドや体育館、またネッピ館や港公園、根占港など交通アクセスの要所であり、非常に利便性の高い役場庁舎位置であることや、長年町民に親しまれていることから、新たな建設場所への模索や用地取得は町民へ混乱を招くばかりでなく、合併特例債の活用期限内に新庁舎建設が間に合わなくなることから、建設位置は現庁舎上庭側敷地内が最適地であると判断いたしました。

これまで町民の皆様より色々な立場で、補強と新築への是非や、庁舎位置などについてもご意見、ご要望を賜りましたので、このことにつきましても、これからの事業推進に十分反映すべきと考えております。

今後においては、合併特例債活用期限内の完了に向けた事業推進に努めてまいりますので、町民はもとより、議員各位におかれましても、ご理解、ご協力、よろしくお願い申し上げます。

それでは、引続きまして、平成29年度6月会議終了に伴い、一言お礼を申し上げたいと思います。

6月7日から本日23日まで17日間の日程でありましたが、一般会計補正予算をはじめ、今回は、防災専門監の配置に係る条例改正などお願いいたしました議案につきまして、全て原案どおり可決いただき、誠にありがとうございました。

今回は、私の3期目就任にあたる所信表明と一般会計補正予算8億6千7百14万2千円に対します、事業等の施政方針を述べさせていただきました。

説明も十分ではなかったと思いますが、ご理解を賜り感謝申し上げます。

また、一般質問におきましては8名の議員より地域を回られてお聞きされた多くのご意見やご要望をもとに、今後進むべき方向性について、それぞれの立場から多彩前向きなご意見を数多く賜りましたので、今後の事業推進に反映させていきたいと考えます。

私はこの４月、多くの町民各位のご支援を賜り当選させていただきました。

町民皆様の負託に応えるべく、これからの３期目４年間で過疎高齢化はどうしても否めませんが、町民皆様が未来に夢を抱く、そして、子育て世代からお年寄りの皆様まで全ての方々が安心して暮らせる町づくりに日々努力邁進いたします。

そして、平成２９年度「町民が主役」をスローガンに、町民皆様に真摯にお答えすべく、あらゆる政策課題を一つずつ丁寧に解決していき、町民皆様に南大隅町は有難いと体感していただける施策目標に向けて、引続き、議員各位の変わらないご指導、ご支援を賜り、町政推進にスピード感を持ち、頑張ってまいる所存であります。

今後とも議員各位が益々ご健勝で、本町発展のため、ご指導、ご尽力賜りますようお願い申し上げます、平成２９年度６月会議終了のお礼といたします。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上をもちまして、平成２９年度南大隅町議会定例会６月会議を散会します。

散会　：　平成２９年６月２３日　　午前１０時５６分